

平成22年10月14日

各部長、次長、課長

市長 山下 真

平成23年度予算編成方針について

平成23年度の予算編成に当たって、生駒市予算規則第4条の規定により、平成23年度予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国家財政・地方財政の動向

日本経済は、アジアを中心とする外需や政府の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」による下支え効果等により、企業収益等が改善し持ち直してきたとされる。しかし雇用情勢、特に新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、自律的な回復基盤が整っておらず、円高の進行・長期化、株価の変動、海外経済の減速懸念から景気が下押しされるリスクが強まっている。こうした状況に機動的に対応するため、政府は昨年12月に決定した新成長戦略に基づき9月に「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を決定し、円高、デフレからの脱却を喫緊の課題として位置づけ、日本銀行と一体となって強力かつ総合的な政策が行われているところである。一方、財政破綻のリスクに対して政府は、財政健全化の取り組みの基本方針として6月に「財政運営戦略」を決定し、「2021年以降に公債費残高の対GDP比が安定的に低下していく財政構造をつくる」等の目標を掲げている。

こうした中、8月に総務省が発表した「平成23年度の地方財政の課題」では、社会保障費の自然増等に対応するため地方一般財源の総額の確保と公務員

人件費、地方公会計等の改革による地方財政の健全化、そして地域主権改革の推進を課題としている。またその課題において示された平成23年度地方財政収支の8月仮試算では、一般行政経費が社会保障費の増加によりプラス5.4%の伸びが見込まれているにも拘わらず地方税等の伸びはプラス1.2%しか見込んでいないなど平成23年度の地方財政は一層厳しい状況となることを示している。

2 本市の財政状況と見通し

本市の平成21年度決算では、地方公共団体の財政運営の弾力性を示す経常収支比率は95.5%※1となり、前年度から0.9ポイント改善したが、これは、経常経費充当経常一般財源の増加が前年度に比較して1.0億円に留まったものの、これに対し経常一般財源の増加は3.0億円となったことにより改善したものである。もう少し詳しく分析すると経常経費充当経常一般財源は、退職者不補充による人件費や委託料等物件費、維持補修費が前年度に比較して4.0億円削減でき行政改革の努力の成果等が表れたものの、その他の経費については社会保障関係費を中心としてこの努力を遙かに凌ぎ5.0億円増加している。一方、経常一般財源は、市税（都市計画税を除く）が前年度に比較して2.7億円減少したものの、地方交付税、臨時財政対策債が6.1億円の増額となっている。すなわち増え続ける社会保障関係費を賄うため、市独自の行政改革は避けられず、また地方交付税、臨時財政対策債という依存財源に頼らなければならない財政構造である。

幸い地方交付税については、政権が変わり平成22年度は三位一体改革前の水準にまで復元され、経常収支比率が改善する見通しであることは明るい材料ではあるが、その反面、依存財源である地方交付税が増加することは財政力指数が悪化することとなる。またこの地方交付税は、国税5税の法定率分で賄われているのは6割にも満たず※2不足分は国債の増発により確保されている状況である。

今後の本市財政の見通しは、歳入面では日本経済の本格的な回復がない限り

市税収入の伸びは期待できず、また、地方交付税は短期的には現在の水準を維持されるとしても、国家財政が健全化へ向かう局面では現在の水準を維持するのは難しいのではと非常に憂慮している。これらを補う臨時財政対策債の増発も、後年度その元金・利子償還額が地方交付税の基準財政需要額に算入される仕組みから、将来の地方交付税の先食いとなり地方交付税が増額されない限り実質的な地方交付税の減額となる。一方、歳出面については、高齢者の増加、景気低迷による生活困窮者の増加により扶助費や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障関係費は年々増加するのは避けられない中、耐震補強のための教育施設等の整備や下水道の整備、老朽化による各施設の維持補修等は引き続き推進する必要がある、本市の財政状況は今後においても非常に厳しい状況にある。

※1 経常収支比率 (%) = 経常経費充当経常一般財源 ÷ 経常的一般財源 × 100

95.5% = 20,304,601 千円 ÷ 21,257,077 千円 × 100

※2 平成22年度地方交付税総額 約1兆8,900億円

上記総額の内国税5税の法定率分 約9兆5,500億円

3 基本方針

平成23年度の予算編成においては、国において地方交付税、臨時財政対策債等は前年度並みの水準が維持されることが期待されるものの、今後の経済情勢によっては更なる市税収入の減収も予測されるところである。また高齢化による社会保障関係費の自然増は引き続き5%前後見込まれる。従って、行政改革大綱の基本目標である「限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供できる自立型自治体への変革」を堅持し、徹底した行財政改革を継続し、持続可能な財政構造を構築する。そのため、中期財政計画における試算を踏まえたうえで、一層の創意と工夫に努め、引き続き税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、事務事業全般について見直しを徹底し、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を図っていくことに変わりはなく、「関西一魅力的な住宅都市」として、第5次生駒市総合計画が示す本市の将来都市像

である「市民が創るぬくもりと活力あふれるまち・生駒」を実現するため、時代にあった行政サービスを提供できるよう最大限努力するものとする。

4 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 財政調整基金、減債基金からの繰入れ、退職手当債の借り入れに頼らない予算編成とすること。
- ② 国において子育て・教育、医療・福祉、地方行財政等様々な分野で制度変更が予測されることから積極的に情報収集に努め可能な限り予算に反映させること。
- ③ 実施計画で採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費の抑制と実施年度の調整などを行い、さらに一般財源を圧縮すること。
- ④ 事務事業全般について、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価や成果目標等を意識し、コスト意識を伴った経営感覚の視点を持ち、自らの手による業務実施に心がけ、従来 of 慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検討すること。
- ⑤ 「行政改革大綱後期アクションプラン」の目標や、各検討委員会の提言等にも十分留意し、前年度までに取組みが遅れている項目については出来る限り早く取組み経費削減に努めること。
- ⑥ 職員数の減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。
- ⑦ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑧ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時まで

に十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。

- ⑨ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断の上に立って、的確に処理すること。

(2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容及び経済動向等の分析を多角的に行った上で予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金・使用料及び手数料等

平成22年9月10日付けで通知した事務事業の見直しの中の「使用料・手数料等見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。さらに、平成22年度から社会教育施設等の使用料に対する減免措置が原則として廃止となり、使用料収入が見込めることから、相当額を予算要求すること。

③ 国・県支出金

公共事業関係の国庫補助金は各事業別補助金から一括交付金へ段階的に変更される予定であるため、補助負担事業の動向に特に留意すること。その中であって各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用するとともに、その見通しが確実なものについて計上すること。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図

っていくということから、安易に財源を地方債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合でも元利償還金について後年度に交付税措置のある有利な事業の選択に努めること。

(3) 歳出に関する事項

平成22年9月10日付けで通知した「事務事業の見直し」のとおり、行政の守備範囲の精査を行うこと。既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漠然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を充分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。特に、時間外勤務手当については、後期アクションプランの目標値「平成20年度比31,000千円削減」に基づき予算要求すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直し、削減すること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう留意しながら、仕様を再度精査するとともに、積極的に入札を行い、また、随意契約で契約するものにあっては必ず相手方と交渉を行い経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。ただし、アンケート調査や会議議事録の調整、報告書の作成等、補佐的・補充的業務を外部委託することは、時間外勤務手当の削減につながるもので、この限りでない。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討し、将来的に市の財政を圧迫することがないよう状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。その中において修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるもの、またその中でも市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを優先すること。

④ 補助費等

補助金については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性を確保し説明責任に努めること。また、現在「生駒市補助金制度に関する指針」に基づき、行政改革推進委員会において補助金の見直しを実施されており、まもなく提言が出されることから、提言内容を十分踏まえつつ、補助金のあり方を精査し、その廃止、減額、改善等を吟味すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、中期実施計画で採択されたものについて要求すること。また、毎年度繰越額が多額となっている事業については、1年間に執行できる事業量をよく検討したうえで要求すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説明
各節共通	必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。
1 報酬	<p>① 別紙予算単価表によること。</p> <p>② 「生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を反映させること。</p> <p>③ 審議会等についての開催回数は、原則として22年度実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。</p>
3 職員手当等	時間外勤務手当については、各課で上限目標を設定し、事務の手法や配分の見直し、ノー残業ダイの徹底等により目標達成すること。
7 賃金	臨時職員については、事務事業の効率化、更に廃止も含めた見直しを行い要求人数の圧縮に努めること。
8 報償費	<p>① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p> <p>② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込を受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。なお、この点については、平成22年度において徹底されていないので、特に留意すること。</p>
9 旅費	審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。
11 需用費 (1) 消耗品費	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <p>① 活用頻度の低い図書、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。</p>

節（細節）	説 明
<p>(3)食糧費</p> <p>(4)印刷製本費</p> <p>(5)光熱水費</p> <p>(6)修繕料</p>	<p>② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。</p> <p>③ 啓発配布物品については、前年度に引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体も含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則的に廃止すること。</p> <p>⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。</p> <p>審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。</p> <p>① カラー刷りの必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。</p> <p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 見積を徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。</p> <p>時間外勤務時の照明は必要な部分のみの点灯とすることなど、更に節減を図ること。</p> <p>① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。</p> <p>② 新規分は、保証期間を有効に活用すること。</p>
<p>12役務費</p> <p>(6)保険料</p>	<p>市民総合賠償補償保険を活用すること。</p>

節（細節）	説 明
13委託料	<p>① 継続業務といえども、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ること。を想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象とすること。</p>
14使用料及び賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場価格と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8×面積）×4%＋公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
15工事請負費	<p>施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
18備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品とするが、市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを優先し節減に努めること。</p>
19負担金補助及び交付金	<p>① 新設、増額は原則として認めない。</p> <p>② 行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会の提言をふまえること。なお、現在審査中の補助金については、</p>

節（細節）	説 明
	<p>提言を踏まえて予算査定を行う。</p> <p>③ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</p> <p>④ 各種協会、団体等への負担金については、平成22年8月19日付けで通知した「各種協会等の負担金の内示について」において示す上限額を限度とすること。また、減額要請扱いとなった協会等については必ず減額要請を行うとともに、退会扱いとなった協会等への退会手続きを速やかに行うこと。</p> <p>⑤ 平成23年度から社会教育施設等の使用料に対する減免措置が原則として廃止となり使用料の負担が生じることから、現在、補助金を交付している団体については、各団体に対するその影響額、また、各団体の財政状況を精査し、予算措置が必要と認める場合は予算要求できるものとする。なお、現在、補助金を交付していない公共公益的団体が行う市民を対象とした公共公益事業については、必要となる経費は補助要綱に基づき、予算の範囲内において補助できるものとする。</p>

(4) 枠配分予算等に関する事項

①福祉健康部以外の各部（図1 枠配分予算対象経費イメージ図）

予算枠配分として指定する経費は、各会計の義務的経費（人件費・扶助費・公債費）以外の経費で、一般会計、各特別会計の一般行政経費の經常分とし、各部の要求額（＝各部に属する各課の要求合計額）は、各課の金額を各部ごとに合計した額（＝予算枠配分額）以内とすること。この経費については、予算枠配分額の以内において、各課、各事業、各節等の配分は、各部の裁量とするものとする。

なお、この経費は「4留意事項」が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由があるものは査定対象とするが、原則として査定は省略するものとする。

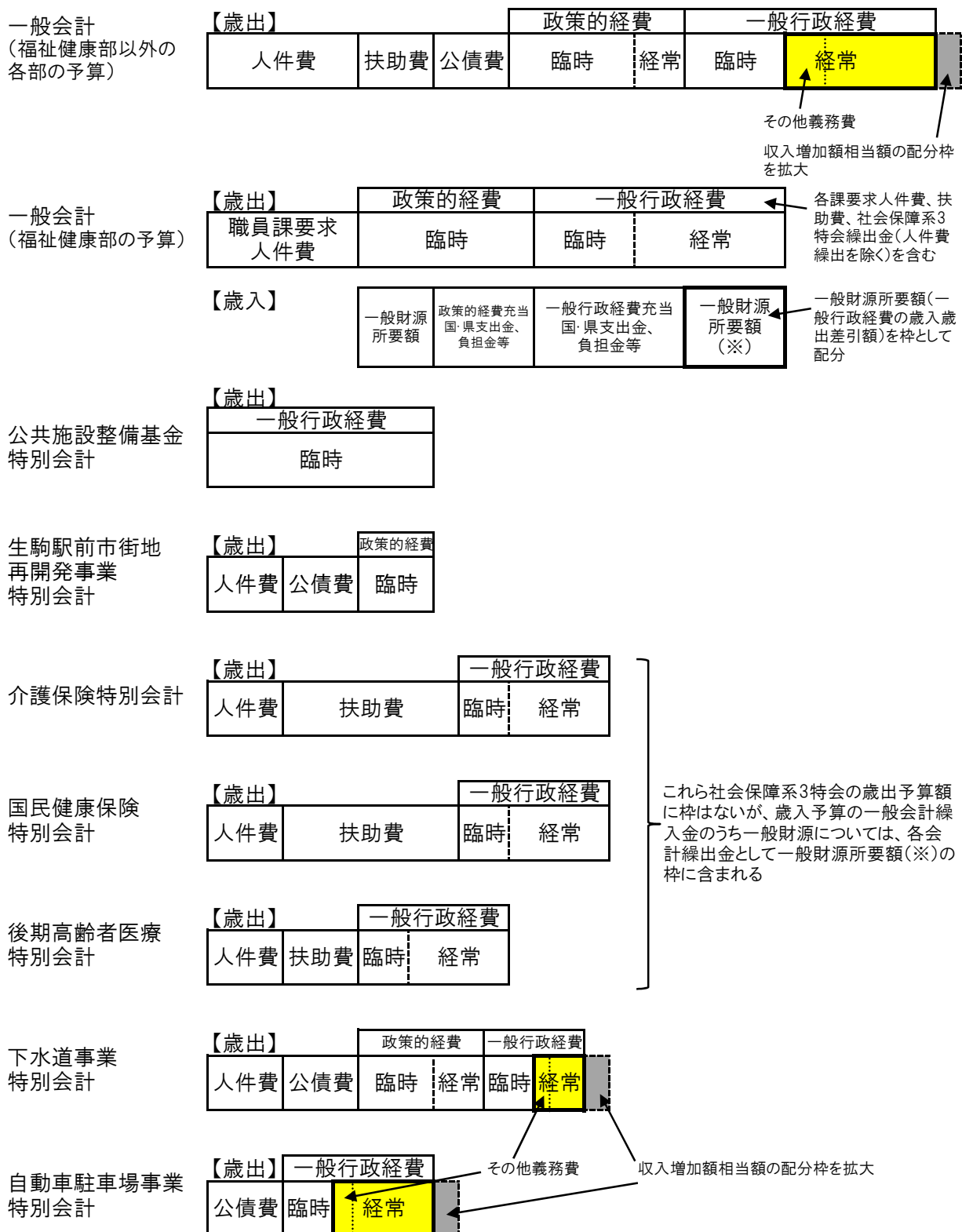
また、予算枠配分額外として一般会計、各特別会計の一般行政経費の經常分について寄付金、財産貸付収入、国庫支出金及び県支出金、諸収入等について条例の改正、自然増、社会増ではなく各部課の自助努力によって前年度予算に比較して確実に収入増加が見込まれる場合は、一般行政経費の經常分の予算要求額は予算枠配分額にこの収入増加額相当額を増額することができる。ただしこの経費は査定対象とする。

②福祉健康部（図1 枠配分予算対象経費イメージ図）

一般職常勤職員の[・]人件費を除く一般行政経費の[・]經常分及び[・]臨時分について必要となる一般財源の合計額（一般会計から各特別会計への繰出金を含む）を予算枠配分額とし、福祉健康部の一般財源の要求額（＝福祉健康部各課の一般財源要求額の合計額）は、この予算枠配分額以内とすること。なお、福祉健康部の予算は査定対象とするが、査定については①のなお書きに記載する点に加えて、積算根拠となるべき数値の伸び等は適正か、収入すべき特定財源は確実に予算要求されているかを中心として行い、各課、各事業、各節への配分は要求を尊重するものとする。

図1 枠配分予算対象経費イメージ図

予算枠配分対象経費



③ 枠配分額の算定基礎（図 2 経常一般財源、経常経費説明図）

平成 23 年度は生駒市財政健全化計画（平成 19～23 年度計画 平成 19 年 12 月 22 日総務大臣承認）の最終年度となり、経常収支比率の目標値は 93.6% としている。中期財政計画（地方自治体の行財政運営の指針を示す計画）においてもこの目標値を前提として計画しており平成 23 年度は、経常一般財源は 214.5 億円(A)（22 年度見込み額 217.3 億円(a) 2.8 億円減少）、経常経費は 200.7 億円(B)（22 年度見込み額 199.3 億円(b) 1.4 億円増加）としているところである。経常経費の内訳は、人件費等（ここでは常勤一般職、常勤特別職）が 69.8 億円(C)（22 年度見込み額 68.8 億円(c) 1.0 億円増加）、公債費 40.6 億円(D)（22 年度見込み額 40.3 億円(d) 0.3 億円増加）、福祉健康部以外の各部関係費 45.4 億円(E)（22 年度見込み額 46.2 億円(e) 0.8 億円減少）、福祉健康部関係費（扶助費を含む） 44.9 億円(F)（22 年度見込み額 44.0 億円(f) 0.9 億円増加）である。

従って、福祉健康部以外の各部については、平成 22 年度歳入歳出見込み額 46.2 億円(e)から平成 23 年度歳入歳出見込み額 45.4 億円(E)へ 0.8 億円、率にして 1.73%削減する必要があるが、一般行政経費の経常分には、削減対象には馴染まない義務額（平成 23 年度予算枠配分額算定用資料について（平成 22 年 9 月 1 日企画財政部財政課長から各所属長あて）に基づき各課から回答があった義務額のうち財政課で義務額として決定した額）が含まれることから、福祉健康部以外の各部においては一般行政経費の経常分はこの義務額を除いて 2.0%削減することとする。

福祉健康部の予算枠配分額は一般財源の額をもって配分額とすることから、中期財政計画では 44.9 億円(F)となるが、執行ベースで作成している中期財政計画における経常経費の額をそのまま予算枠配分額として適用しても、毎年度、決算段階では予算額に対して 5%程度不用額が生じることから、予算枠配分額は 47.3 億円（44.9 億円(F)/0.95）に臨時分 1.7 億円を加算した 49 億円とする。

図2 経常一般財源、経常経費説明図

(1) 中期財政計画(平成22年度作成)による平成22年度歳入歳出見込み(普通会計)[経常分のみ]
(経常一般財源等・歳入)

市税(都市計画税を除く)	150.9億円	使用料及び手数料	0.4億円
地方譲与税	2.8億円	財産収入	0.2億円
各交付金等	11.7億円	諸収入	0.1億円
地方交付税	28.4億円	臨時財政対策債	22.8億円
		計	217.3億円(a)

(経常経費・歳出)

人件費	67.0億円	補助費等	8.5億円
物件費	40.9億円	公債費	40.3億円
維持補修費	2.6億円	繰出金	20.9億円
扶助費	19.1億円		
		計	199.3億円(b)

199.3億円	
126.4億円(義務的経費)	72.9億円(義務的経費以外)

人件費等 (社会保障3特会の人件費相当繰出金を含む) 68.8億円(c) (1.8億円)	公債費 40.3億円(d)	福祉健康部以外 の各部関係費 46.2億円(e)	福祉健康部関係費 (扶助費19.1億円含む) 44.0億円(f)
---	----------------------	------------------------------------	--

199.3億円

(2) 中期財政計画(平成22年度作成)による平成23年度歳入歳出見込み(普通会計)[経常分のみ]
(経常一般財源等・歳入)

市税(都市計画税を除く)	150.2億円	使用料及び手数料	0.3億円
地方譲与税	2.8億円	財産収入	0.2億円
各交付金等	11.7億円	諸収入	0.1億円
地方交付税	28.0億円	臨時財政対策債	21.2億円
		計	214.5億円(A)

(経常経費・歳出)

人件費	68.0億円	補助費等	8.4億円
物件費	40.0億円	公債費	40.6億円
維持補修費	2.5億円	繰出金	21.2億円
扶助費	20.0億円		
		計	200.7億円(B)

200.7億円	
128.6億円(義務的経費)	72.1億円(義務的経費以外)

人件費等 (社会保障3特会の人件費相当繰出金を含む) 69.8億円(C) (1.8億円)	公債費 40.6億円(D)	福祉健康部以外 の各部関係費 45.4億円(E)	福祉健康部関係費 (扶助費20.0億円含む) 44.9億円(F)
---	----------------------	------------------------------------	--

200.7億円

④ 予算枠配分額

平成23年度の部別予算枠配分額、平成23年度の課別、事業別予算枠配分額はそれぞれ、別紙1 平成23年度予算枠配分一覧（部別）、別紙2 平成23年度予算枠配分一覧（課別）のとおりとする。